

消費生活

No. 87

平成21年 1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特
集

- ◎「定額給付金」を装った振り込め詐欺にご注意!
- ◎個人情報Q&A ～個人情報保護の「過剰反応」について～
- ◎第36回成田市消費生活展を開催します
- ◎消費生活モニターになりませんか



「知っておきたい暮らしの情報」と題し、司法書士の八城 公彦氏を講師に迎えて、「相続・遺言」をテーマに開催しました。

事例を交えた分かりやすい解説がされ、受講者の方からは「相続税は相続額が5,000万円以上でないとわからないことを初めて知りました。日頃なかなか人に聞けないことなので、いざという時に役立ちそうです。」などの感想をいただきました。

「定額給付金」を装った振り込め詐欺にご注意!

新聞やテレビなどで「定額給付金」について報道されていますが、この「定額給付金」をかたった不審な電話があったという事例が全国各地で報告されています。おもな手口を知って、振り込め詐欺や個人情報の詐取の被害にあわないようにしましょう。



【主な手口】



■市役所職員を名乗って…

- ・「定額給付金の給付に必要であるので、家族構成や個人名、口座番号を教えてもらいたい。」と個人情報の提供を求める。
- ・「定額給付金に関する通知を送ったが届いているか。届いていないのであれば電話がほしい。」と言い、フリーダイヤルへ電話をするように求める。
- ・「定額給付金の給付のための手続が混み合っているので、通帳を持ってA T M（現金自動預払機）まで行き、電話をしてほしい。」として、フリーダイヤルの電話番号を伝え、A T Mにおびき出そうとする。

■総務省職員をかたって…

- ・かかってきた電話を取ると、「政府給付金アンケート」などと名乗り、ダイヤル操作を促す音声ガイダンス（テープ）が流れる。

市役所もしくは総務省の職員から、定額給付金に関して個人情報を聞き出したり、アンケートをお願いしたりすることはありません。また、フリーダイヤルやA T Mの操作を指示することもありませんので、ご注意ください。

もし、不審な電話があった場合には・・・

個人情報を一切教えたりせず、無視してください。また、ご自宅や職場などに市や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず消費生活センターまたは警察署にご連絡ください。

○成田市消費生活センター 電話：23-1161

○成田警察署 電話：27-0110 または

警察相談電話 電話：#9110（全国共通）



定額給付金についてのお問い合わせ

総務省定額給付金室 電話：03-5253-5111(代表)

個人情報 Q & A

—個人情報保護の「過剰反応」について—

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略します。）が平成17年4月1日に全面施行されました。それに伴い、必要とされる個人情報の提供が行われなかつたり、各種名簿の作成が中止されるなど、いわゆる「過剰反応」と呼ばれる状況が一部に見られるようになってきています。

この背景としては、(1)個人情報の保護の意識の高まり、(2)個人情報保護法に対する誤解や理解不足などが指摘されています。

個人情報保護法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利・利益を保護することにあるため、この法律の趣旨にのっとって個人情報を適正に取扱う必要があります。

ここでは、個人情報保護法に関して、国の機関などが公表している個人情報の取扱方法について、一例を紹介します。

Q 自治会・町内会やサークル団体には個人情報保護法が適用されますか。

A 個人情報保護法に定める事業者に対する規定は、通常適用されません。

…個人情報保護法に定める義務規定が適用される事業者は、5,000件を超える個人データ（特定の個人情報を容易に検索できるように構成したデータベースの中の個人情報）を事業活動に利用している者のみであるため、5,000件を超える個人データを保有していない自治会・町内会やサークル団体は対象外となります。もちろん個人にも適用されません。

ただし、義務規定の適用がなくても、プライバシーの保護に注意する必要があります。次の(1)～(3)に当てはまる情報をみだりにもらした場合には、プライバシー権の侵害として、民法上の不法行為責任や刑法上の名誉毀損罪に問われる場合があります。

- (1)個人の私生活に関する情報
- (2)一般の人に知られていない情報
- (3)一般的に公開を望まないと考えられる情報



また、自治会・町内会やサークル団体で名簿などを作成するときは、会員の皆さんの意向を尊重し、納得できるルールを作る必要があります。法令の趣旨を踏まえて話し合い、会員の皆さんの理解と協力のもとで適切に取り扱うことが必要です。

◆国は、それぞれの分野ごとに「個人情報の保護に関するガイドライン」を定めています。

くわしくは、内閣府のホームページをご確認ください。

アドレス：<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/gaidorainkentou.html>

◆この記事についてのお問い合わせは、成田市役所総務課（電話：20-1510）まで。

第36回 成田市消費生活展

「かしこい消費者になろう！」 ～安心・安全なくらしのために～

消費者の暮らしのヒントとなる手がてや情報がいっぱいの消費生活展。
ぜひ会場にお越しください。



日 時 平成21年2月28日(土)・3月1日(日)
午前10時～午後4時

会 場 ボンベルタ百貨店 本館4階催事場
(成田市赤坂2-1-10)

主 催：成 田 市

協 賛：株ボンベルタ・千葉県計量検定所・千葉県計量協会・東京電力株成田支社・千葉ガス株成田支社・(社)千葉県LPガス協会印旛支部成田地区会・生活協同組合ちばコープ成田地域センター・財関東電気保安協会・アグリライフなりた・NPOせっけんの街共有者の会成田・ゴミと暮らしを考える会・成田ケーブルテレビ株・(社)成田市観光協会・なりた環境ネットワーク・成田市資源回収協同組合・成田市消費者友の会(順不同)

「消費生活モニターになりませんか？」

成田市では、平成21年度「成田市消費生活モニター」を募集します。消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心としたモニター会議(月1回程度開催)に出席し、賢い消費者を目指します。また、そこで得た知識や情報を消費者(市民)に向けて広く啓発していきます。

- 募集人員…20名以内(選考あり)
- 申込期限…2月27日(金)
- 所定の申込書に記入の上、成田市役所商工課までお持ちください。
(申込書および募集要項を希望される方は、商工課(電話:20-1622)までご連絡ください。)

成田市消費生活センターは「暮らしの身近な窓口」です

消費生活に関するトラブルに巻き込まれたり、悩みを抱えてしまったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く) 午前10時～正午・午後1時～4時

成田市消費生活センター (成田市役所2階) ☎ 23-1161